

著作権行政をめぐる最新の動向について



文化庁著作権課

吉田 光成

1. 令和3年著作権法改正 (図書館関係)

(1). 図書館関係の権利制限規定の見直し

【基本的な考え方】

- 図書館関係の権利制限規定については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化
- 民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させる必要

【制度改正の全体像】

① 絶版等により一般に入手困難な資料
(絶版等資料)

国立国会図書館によるインターネット送信
(ウェブサイト掲載) を可能とする

② 一般に入手可能な資料
(図書館資料)

新刊書など

補償金の支払いを前提に、一定の図書館等で著作物の一部分のメール送信等を可能とする

※ 厳格な要件により正規市場との競合等を防止

(1). ② 図書館等による図書館資料のメール送信等(第31条第2項等関係)



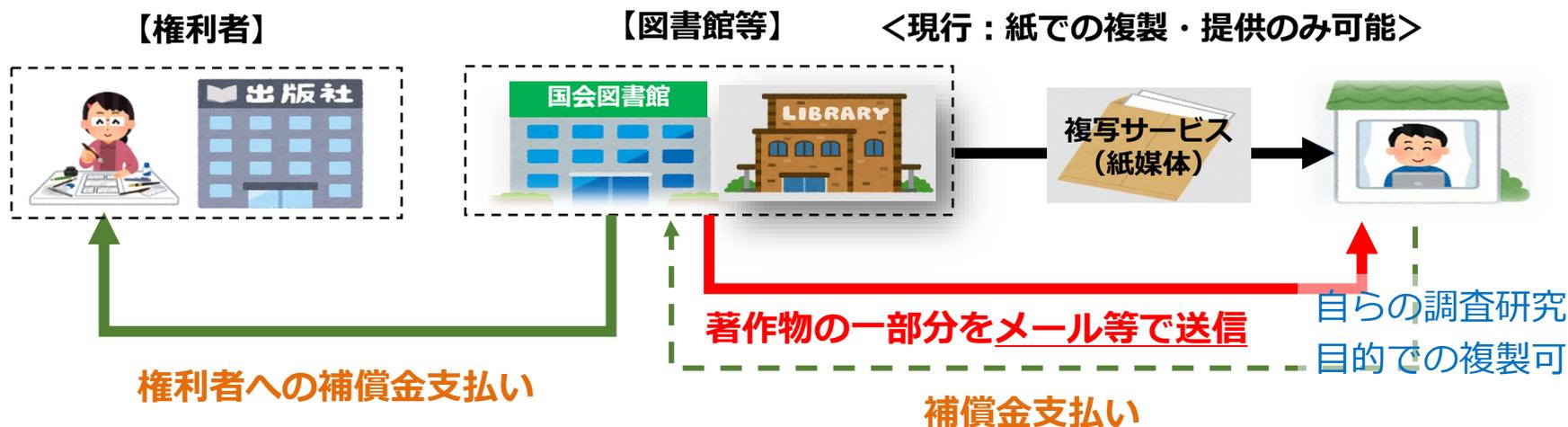
【現行制度・課題】

国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分(「半分まで」が一般的な解釈・運用)を複製・提供(郵送を含む)することが可能

⇒ メールなどでの送信(公衆送信)は不可

⇒ デジタル・ネットワークを活用した簡易・迅速な資料の入手が困難

(1). ② 図書館等による図書館資料のメール送信等(第31条第2項等関係)



- 権利者保護のための厳格な要件の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物的一部分（国等の周知目的等、政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができるようにする
- 公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める

権利者保護のための厳格な要件設定

◆ 正規の電子出版等の市場との競合防止

著作物の種類や電子出版等の実施状況などに照らし「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信を行うことができない旨を規定

(※) 具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下で幅広い関係者によりガイドラインを作成

◆ 利用者によるデータの不正拡散等の防止

- 事前に、利用者が図書館等に氏名・連絡先等を登録することを求める
(※) 登録の際、不正利用防止のための規約への同意を求める。不正利用が判明した場合はサービスを停止
- 図書館等による公衆送信に当たって、技術的措置(コピーガードの付加や、電子透かしによる利用者情報の付加など:省令で具体化)を講ずることを求める

◆ 図書館等における法令を遵守した適正な運用等の担保

以下の要件を満たす図書館等のみが公衆送信を実施できる

- A) 公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者を配置していること
- B) 公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を実施していること
- C) 利用者情報を適切に管理すること
- D) 公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講ずること
- E) その他、文部科学省令で定める措置を講ずること

(※) 上記のほか、関係者間で運用上の詳細なルールが定められることを想定

図書館等公衆送信サービスの実施に向けた関係者の動き

実施に当たっては、一元的に補償金の徴収・分配を担う指定管理団体の必要
また、関係者により具体的な解釈・運用を示すガイドラインを作成する必要

- 令和3年10月、図書館等と権利者・出版社が中心となって**図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会**が設置

<主な検討事項>

- ◇ 送信対象資料に関する事項等
- ◇ 補償金額案の料金体系・水準
- ◇ 特定図書館等、図書館等利用者の要件
- ◇ 図書館等における申請受付から送信・補償金支払等のスキーム

- 改正著作権法の施行までに**ガイドライン**を策定予定
- 令和5年6月1日、改正著作権法施行

2. 授業目的公衆送信補償金 制度について

ICTを活用した教育を推進するため、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスをとった制度。
補償金を支払うことにより、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾**で行える。

無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用了資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



遠隔地の会場

同時中継



無許諾・有償

(文化庁が認可する補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
 対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継



遠隔地の会場



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金の申請状況(2022年12月現在)

【参考】2021年度の届出数は、設置者で2,800件、教育機関数31,713件

※申請済教育機関設置者及び教育機関名をSARTRASウェブサイトにて公表中

	登録設置者件数
国立	100
公立	1,587
私立	1,346
その他	112
合計	3,145

教育機関種別	SARTRASへの登録・申請件数・申請率			
	登録件数	申請件数(a)	文科省統計総数(b)	申請率(a/b)
幼稚園	784	440	9,712	4.5
小学校	17,199	16,652	19,610	84.9
中学校	8,801	8,487	10,184	83.3
義務教育学校	155	145	178	81.5
高等学校	4,322	4,163	5,030	82.8
中等教育学校	47	46	58	79.3
高等専門学校	57	57	57	100.0
大学(短大以外)	742	717	817	87.8
大学(短大)	246	230	326	70.6
特別支援学校	1,150	1,133	1,180	96.0
専修学校	1,002	875	3,169	27.6
各種学校	60	47	1,116	4.2
幼保連携型認定こども園	104	49	6,702	0.7
合計	34,669	33,041	58,139	56.8

分配について

- ① 2022年度の利用報告対象の教育機関(大学は学部単位)は約1,200校。利用報告期間は各校とも原則として1か月間。2023年4月に2023年度の利用報告対象教育機関へ連絡予定。
- ② 順次利用報告整備作業に着手しており、**分配業務受託団体を通じて分配作業を行っていく。**

3. 海賊版対策について

インターネット上の海賊版に対する文化庁の主な対策

第1段階

できる
ことを
着実に
実施

著作権教育・意識啓発

国際連携・国際執行の強化

検索サイト対策

リーチサイト対策、侵害コンテンツ
のダウンロード違法化

著作権教育・意識啓発について

現役大学生が人気クリエイター東村アキコさんと対談！ 創作活動のリアルと著作権

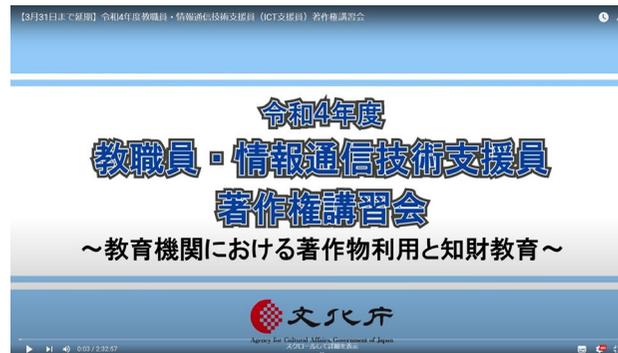
学生の窓口編集制作
2022/10/03 SPONSORED

あとで読む

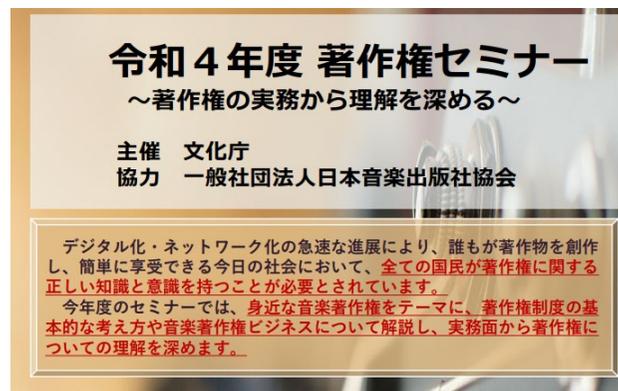


SNSを使って自分の作品を世の中に発信できる機会が溢れている今、創作活動をするうえで大切な著作権について考えを深めておきたいですね。そこで、今注目を集める女性マンガ家の東村アキコさんへ、現役大学生のお二人が創作活動の実態と著作権についてインタビューしました。

○若年層を対象とした啓発動画
文化庁ホームページや、
マイナビ「学生の窓口」にて公開



○教職員・ICT支援員著作権講習会
※令和5年度も開催予定



○一般国民向けの著作権セミナー
今年度は、音楽著作権ビジネスを中心に解説
※2月24日（金）実施予定
申込は2月17日（金）まで

海賊版による著作権侵害の相談窓口

インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト（令和4年6月1日）

権利者等が権利行使する上で役立つノウハウ等をわかりやすく発信

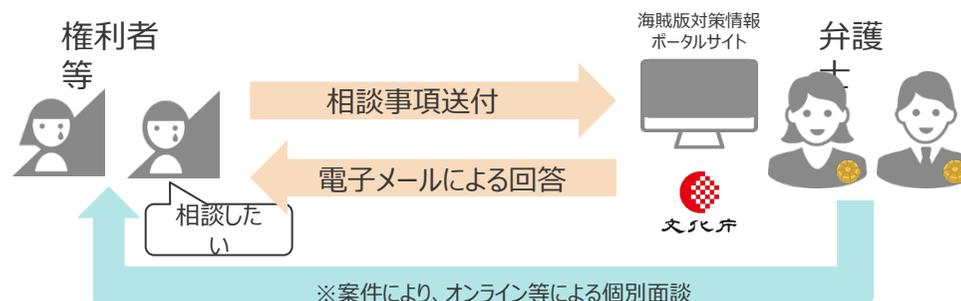
－掲載内容－

- 著作権の基本と海賊版
- 初めての「削除要請」ガイドブック
- 著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック
- よくあるご質問



ページURL
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>

相談窓口の開設 (令和4年8月30日)



4. 著作権制度改革の検討事項

検討事項

- ・ 簡素で一元的な権利処理と対価還元の制度化について
- ・ 立法・行政のデジタル化に対応した著作物等の公衆送信等について
- ・ 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しについて

現状

- 現行制度では、**立法・行政の目的のための内部資料としての著作物等の複製**は権利制限規定により許諾を得ずに行うことができるが、公衆送信や公の伝達は対象ではない。

対応の方針

- 立法・行政のデジタル化への対応を著作権法の観点からも支えていくために、**内部資料として必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達を可能とする所要の制度改正が必要**
- **現行法下での複製行為において許容される範囲と同一の範囲**での公衆送信に限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないように留意するなど、現行規定にある「内部資料」や「ただし書」等の解釈・内容について、周知を徹底することが必要

ご清聴ありがとうございました